

鳥取市自転車の放置の防止に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月25日

鳥取市長 深澤 義彦

鳥取市条例第8号

鳥取市自転車の放置の防止に関する条例の一部を改正する条例

鳥取市自転車の放置の防止に関する条例（昭和60年鳥取市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第13条に次のただし書を加える。

ただし、市長が特に認めるときには、これを減額し、又は免除することができる。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。